

販売店契約、仲立契約に付随する契約の最密接関連地について

——ドイツ裁判例を題材として——

寺 井 里 沙

- 一 はじめに
- 二 連邦通常裁判所一九七一年九月二二日判決
- 三 デュッセルドルフ上級地方裁判所一九九六年七月二一日判決
- 四 デュッセルドルフ上級地方裁判所一九九七年六月二〇日判決
- 五 若干の検討
- 六 おわりに

一 はじめに

販売店契約に関する国際私法上の論点として、特徴的給付を履行すべき当事者は供給者および販売店のいずれであるかという問題がある。ヨーロッパ国際私法上、この点について従来積極的な議論が展開され、特徴的給付を履行すべき当事者を販売店とする立場（オランダ、ドイツ、オーストリア、スペイン）、および、供給者とする立場（イタリア、

フランス)に分かれていた。もともと、現在は契約債務に関するローマI規則第四条一項f号において販売店契約の連結点は販売店の常居所地として明文化されたため、この点について問う意義は薄れたといえる。⁽¹⁾

このように、ヨーロッパ国際私法上、ローマI規則の制定により、販売店契約における特徴的給付をめぐる議論は落ち着いたが、販売店契約の準拠法に関しては以下のもう一つの重要な論点がある。⁽²⁾販売店契約の実施のためにその後売買契約が締結された場合、売買契約の連結点を売主の常居所地とする第四条一項a号により、原則として供給者の常居所地が準拠法となる。しかしながら、基本契約(粹契約)たる販売店契約との間の密接な関連性を重視すれば、契約と「明らかにより密接な関連」を有するその他の地がある場合にはその他の法の適用を命じる同条三項(回避条項)により、原則的連結点である供給者の常居所地(同条一項a号)を回避し、販売店契約の連結点として定められた販売店の常居所地(同条一項f号)に連結することとなる。⁽³⁾このように、販売店契約の実施のために売買契約が締結された場合、その準拠法を原則通り供給者の常居所地法とすべきか、あるいは、回避条項により販売店契約の準拠法たる販売店の常居所地法とすべきか。この点が特に問われるのは前文(二〇)があるためである。前文(二〇)は、回避条項たる第四条三項の「明らかにより密接な関連」の有無について判断する際に、当該契約と密接な関連を有するその他の契約の存在を考慮すべき旨を定め、複数の契約間における附随的連結の可能性を解釈指針として示している。

法の適用に関する通則法(以下、「法適用通則法」)においては、最も密接な関係の有無について判断する際に複数の契約の関連性について考慮すべきとする、ローマI規則の前文(二〇)のような解釈指針は設けられていない。しかしながら、法適用通則法第八条二項所定の原則的連結点、すなわち特徴的給付を履行すべき当事者の常居所地は、あ

くまで最密接関連地の「推定」として規定されていることを踏まえれば、同推定を覆し、売買契約を原則的連結点たる売主の常居所地ではなく、販売店契約の準拠法所属国に附従的に連結することは理論上可能である。⁽⁴⁾ なお、法適用通則法においては、販売店契約の原則的連結点を個別に規定することはされておらず、わが国の国際私法上、販売店契約における特徴的給付がいずれの当事者の給付であるか必ずしも明らかではない。⁽⁵⁾ わが国の国際私法上、販売店契約の原則的連結点を供給者の常居所地と解釈すれば、販売店契約および売買契約の連結点は一致するため、本稿で取り上げる、販売店契約およびその実施のために締結された売買契約の間の附従的連結という問題は生じない。他方、販売店契約の原則的連結点を販売店の常居所地とすれば、この点は一つの争点となる。

ドイツ国際私法においては、ローマⅠ規則制定以前から、売買契約を販売店契約の準拠法所属国に附従的に連結すべきかという議論があり、裁判例においてもこの点について触れたものがある。⁽⁶⁾ 本稿では、ローマⅠ規則制定以前の裁判例であるが、販売店契約およびその後締結された売買契約の関連性について言及した、連邦通常裁判所一九七一年九月二二日判決、および、デュッセルドルフ上級地方裁判所一九九六年七月一日判決を紹介、検討する。

また、最密接関連地について判断する際に、関連するその他の契約の存在をどのように考慮すべきかという点につき判示した裁判例として、販売店契約に関する上記の二件の他に、仲立契約に関するデュッセルドルフ上級地方裁判所一九九七年六月二〇日判決がある。同判決はむろん販売店契約に関するものではないが、最密接関連原則の中で複数の契約の関連性をいかに考慮すべきかという点について触れた貴重な裁判例であるため、紹介、検討する。

以下では、まず、販売店契約およびその実施のために締結された売買契約の関連性について言及した連邦通常裁判所一九七一年九月二二日判決、デュッセルドルフ上級地方裁判所一九九六年七月一日判決、および、仲立契約およ

びその仲立の補助を内容とする契約の関係性について言及したデュッセルドルフ上級地方裁判所一九九七年六月二〇日判決、これらの判決の事実関係、判旨を紹介する。その上で、こうした契約類型につき附従的連結を行うべきか若干の検討を加える。

二 連邦通常裁判所一九七一年九月二二日判決⁽⁷⁾

【事実関係】

Xは、台所用家具の製造メーカー(Küchenmöbel-Herstellerin)であり、ドイツに営業所を有する。Yおよび訴外Aはフランスに営業所を有する。XおよびAは一九六五年に交渉を開始し、Aにより設立される予定のYがフランスにおけるXの製品の独占的販売権を取得することにつき合意した。XはYに対して一九六七年まで台所用家具を供給し、その間YはXに対してその都度商品を注文していた。Yからの注文に対し、Xは注文請書を送付して受諾を通知していたが、その注文請書の裏面には販売条件(Verkaufsbedingungen)が記載されていた。当該販売条件の第一三条は、履行地および裁判管轄地をドイツとする旨定めていた。

YはXに対して、一九六六年一〇月三日および同年一二月二七日付の書簡により、Xはフランスのその他の会社に製品を供給しており、Yとの独占的販売契約に違反している旨連絡した。他方、Xは一九六七年六月に訴訟を提起し、一九六六年九月から一九六七年五月までの間に供給した製品の代金である一九三三二・九〇ドイツマルクの支払をYに求めた。控訴審はXの請求をほぼ認容し、Yに一七三八九・七一ドイツマルクの支払を命じた。これに対しY

は上告し、連邦通常裁判所は本判決において原審判決を破棄し、差し戻した。

【判旨】

本件の主たる争点は、ドイツに国際裁判管轄権が認められるか否かという点であった。XはYに対し、供給した製品の代金支払請求を行っているが、当該請求が認容されるためにはドイツが国際裁判管轄権を有することが前提として必要となる。Yは上告理由において、ドイツの国際裁判管轄権を肯定した控訴審の判断には誤りがあると主張した。Yの主張するように、Yはフランスに事業所を有するため、一般管轄原因によつてはドイツの国際裁判管轄権を肯定することができない。他方、Xの注文請書に記載された販売条件が両者の合意内容として契約に有効に組み込まれているとすれば、ドイツの国際裁判管轄権は肯定される。というのも、Xの販売条件の第一三条は、ドイツを国際裁判管轄地、履行地とする旨を規定しており、これが有効であるとすれば、国際裁判管轄に関する両者の合意、あるいは特別管轄原因としての履行地、これらを根拠としてドイツの国際裁判管轄権を肯定することができるからである。

このように、ドイツの国際裁判管轄を肯定するためには、Xの注文請書に記載された販売条件が有効であるとの判断が必要となる。そして連邦通常裁判所は、当該販売条件の有効性は当該売買契約の準拠法により判断するとして、売買契約の準拠法について判断した。本件において、販売店契約の実施のために締結された個別的売買契約の準拠法が問題となったのは、以上の理由による。それでは、連邦通常裁判所は本件売買契約の準拠法についてどのように判断したか。以下はその判旨である。

なお、本件判決当時、ドイツ国際私法上明文の規定は存在せず、準拠法に関する当事者の明示または黙示の合意がない場合には推定的当事者意思が連結点とされ、その判断の過程においては「契約の重心」の探求が行われている。

「ドイツ国際私法上、債権契約の領域において、契約当事者は原則として契約関係に適用される法秩序を合意により決定する自由を有する。本件当事者が明示あるいは黙示の意思表示によりそのような準拠法選択を行ったことは、控訴審において確認されておらず、また当事者によっても主張されていない。したがって、連邦通常裁判所の確定した裁判例によれば、契約準拠法について判断する際には、いわゆる推定的当事者意思が重要となる。そのような推定的当事者意思を確定することができない場合、個々の債務の準拠法につきその履行地が重要となる。その際、推定的当事者意思は、当事者の主観的な考えに基づいては確定されない。むしろ、客観的な根拠に基づき当事者の利益が何であるか検討し、全体的な契約関係からみて契約関係の重心がある特定の法秩序を指し示しているかという点を探求することが重要である。涉外取引における売買契約においては、これまでの裁判例が繰り返し述べてきたように、売主の現物給付債務が買主の金銭債務に比べてより複雑であり、かつ、法的紛争のきっかけとなりやすいという事実によっては、売主の事業所を有する国の法 (Heimatrecht) が契約全体にとつての契約準拠法となるという結論は正当化されない。むしろ、売買契約において、問題となつている契約関係が複数の地との間に空間的な関連性を示し、その一つが他に比べて明らかに決定的であるといえるほどにそれら複数の関連性が有する重要性が異なる場合、推定的当事者意思に基づいて一つの統一的な契約準拠法が探求されるべきである。そのような事例として、連邦通常裁判所一九六〇年一〇月一九日判決および連邦通常裁判所一九六九年五月七日判決がある。

本件と比較できるような事案は存在しない。本事案の明確な特徴は、XがYに対してフランスにおける独占的販売権を付与していたという点にある。このことは、むしろ、契約の重心がフランスにあることを示すであろう。この点に関連して、本件において当事者間で実施されていた販売店契約が代理商契約との程度同一視されるべきかということが重要となる。連邦通常裁判所民事判例集第五三卷三三三二頁によれば、少なくとも一定の条件が満たされれば、代理商契約においては、代理商が活動を行うべき領域に契約の重心が存在するとされる。それゆえ、本件においては、推定的当事者意思に基づいてドイツ法を適用されるべき契約準拠法とすることはできない。したがって、判例上の原則、すなわち、推定的当事者意思を確定できない場合には、ドイツ法により決定される履行地、つまり問題となつている義務が履行されるべき地が、契約債務の準拠法にとつて重要となるという原則に依拠することとされる。民法第二六九条によれば、Yの義務の履行地はパリであり、それゆえ本件契約債務の準拠法はフランス法となる。⁽⁸⁾

連邦通常裁判所は、まず、明示あるいは黙示の準拠法選択が行われていない場合には推定的当事者意思に依拠し、その解釈においては「契約の重心」が探求されるべきであるとした。「契約の重心」の確定にあたっては、判決当時、ドイツ国際私法上、特徴的給付理論はまだ採用されておらず、「売主の現物給付債務が買主の金銭債務に比べてより複雑であり、かつ、法的紛争のきつかけとなりやすいという事実」は考慮されなかった。

連邦通常裁判所が「契約の重心」の確定にあたって考慮したのは、XがYにフランスにおける独占的販売権を付与していたという事情であり、このような事情は「むしろ、契約の重心がフランスにあることを示すであろう」と評価している。(その際、代理商契約における「契約の重心」も代理商の活動領域にあることについて言及している。)

もっとも、連邦通常裁判所は、このように「契約の重心」はフランスにあるとしながらも、続く判旨において、推定的当事者意思を確定することはできないとした。そして最終的には、推定的当事者意思を確定することができない場合の連結点たる履行地に依拠した。すなわち、Yの義務履行地はフランスであるとし、フランスが義務履行地であることを最終的な根拠としてフランス法の適用を導き出した。連邦通常裁判所は、このように、最終的にはYの義務履行地がフランスであることを直接の根拠として、契約準拠法たるフランス法の適用を導き出しているため、Yがフランスにおける独占的販売権を有するという事情の重要性をどの程度高く評価しているかという点は必ずしも明らかではない。しかしながら、その判旨からは、Yがフランスにおける独占的販売権を有するという事情は「契約の重心」を即座に肯定するものではないにせよ、一定の重要性を有するものとして評価されていることがうかがわれる。

このように、X・Y間の売買契約の準拠法について判断するにあたり、販売店たるYがフランスにおける独占的販売権を有するという事情が触れられているが、販売店契約の準拠法については直接言及されていない。したがって、本

件をもって、売買契約の準拠法を販売店契約の準拠法と一致させようとしたとまではいえない。しかしながら、販売店契約の実施のために締結された売買契約の最密接関連地について判断する際に、販売店契約に関する要素が考慮された事案といえよう。

三 デュッセルドルフ上級地方裁判所一九九六年七月一日判決⁽⁹⁾

【事実関係】

Xはドイツに営業所を有する、芝刈り機のエンジンの製造メーカーである。Yはイタリアに営業所を有する企業である。一九九二年六月、Xを供給者、Yを販売店とする独占的販売店契約が締結された。当該契約により、Yは自身の名、計算においてXのエンジンを販売し、イタリアにおけるその独占的販売権を有するとされた。なお、Xが直接自ら販売を行うことは禁止されず、Xが直接販売を行う場合には、その代金の五パーセントをYが受け取るとされた。さらに、契約を終了する場合には、終了する年度の前年の六月中に通知が必要とされた。契約は英語で文書化され、「商品の供給および支払」に関してはXが差し入れた普通取引約款を適用することが合意された。

XはYに、一九九三年一月一九日から一月二九日までの間に商品を供給し、七枚のインヴォイスを発行した（総額三六〇一三・〇〇ドイツマルク）。また、同年一月二九日から四月二日までの間においても商品を供給し、八枚のインヴォイスを発行した（総額三六二二・八八ドイツマルク）。Yが期限までに支払を行わなかったため、Xは数回催告し、その結果前者のインヴォイスに対する支払はされたが、後者のインヴォイスに対する支払はされなかった。そのため、本

件においてXはYに未払代金の支払を求めた。

なお、Xは訴外Aに当該エンジンの製造ラインを売却し、一九九三年四月以降Yへの商品供給を中止している。AはXと同様の条件のもとYに商品を提供することをYに提案したが実現しなかった。Yの主張によれば、XがYに認めていたのと同様の独占的販売権をAはYに認めようとしなかったとされるが、Xはこの点を否定した。

第一審においては、Xが勝訴し、これに対してYは控訴した。控訴審においては、Yは代金支払債務の存在そのものについては争わず、Xの債務不履行により生じた損害賠償請求権を自働債権として相殺を主張した。(Yは、XがAに当該エンジンの製造ラインを売却し、一九九三年四月以降Yへの商品の供給を中止したことは、販売店契約に違反し、債務不履行にあたる旨主張している。)

【判旨】

Xの代金支払請求に対して、YはXの債務不履行により生じた損害賠償請求権を自働債権として相殺を主張したため、相殺の可否に関する準拠法が争点となった。この点、本件においては受働債権であるXY間の売買契約の準拠法によるとされた。本件において当該売買契約が締結されたのは、両当事者間で締結された販売店契約を実施するためであったため、売買契約の準拠法について判断する際に販売店契約の準拠法を考慮すべきか否かが一つの争点となった。以下の判旨においては、販売店契約の準拠法如何、売買契約の準拠法決定過程において販売店契約の準拠法を考慮することの適否、これらの順に判断が行われている。

「当事者により準拠法選択が行われていない場合、一九九二年六月締結の当該販売店契約の準拠法はドイツ民法施行法第二八

条により決定されるべきである。同条によれば、契約はそれが最も密接な関係を示す国の法による。同条二項により、特徴的給付を履行すべき当事者の契約締結時における常居所、あるいは（本件のように）会社（Gesellschaft）が問題となっている場合にはその主たる営業所（Hauptniederlassung）、¹ それらを有する国との間に契約は密接な関係を示すと推定される。

一九九二年六月に行われた当事者間の合意はいわゆる独占的販売店契約（Alleinvertriebsvertrag）である。この契約は枠契約（Rahmenvertrag）であり、Yを独立の商人あるいは販売店（Eigen-bzw. Vertragshändlerin）として、Xの製品をY自身の名、Y自身の計算においてイタリアで販売することを権利づけ、義務づける。そのような枠契約においては、實際上、販売店は製造者の販売組織に組み込まれ、原則として代理商の権利に関する要素（例えば市場での活動、市場戦略）が重要となる。したがって、枠契約における特徴的給付は販売店によって履行されることとなり、その結果、販売店の主たる営業所地の法が準拠法となる。これを本件についてみると、販売店たるYはイタリアに本拠（Sitz）を有するため、一九九二年六月に当事者間で締結された当該独占的販売店契約にはイタリア法が適用されることとなる。

これに対して、枠契約の実施の過程において合意された個別的な商品の供給にはイタリア法は適用されない。枠契約にはあらかじめ諸条件が定められているが、個別的な商品の供給を基礎づける売買契約は法的に独立の契約である。これらの個々の契約は法的に独立していることを考慮すれば、個別的な商品の供給に関する売買契約に関しては独立にその準拠法が探求されるべきである。

したがって、個別の売買契約には、それが一九八〇年四月一日の国際動産売買契約に関する国連条約（CISG）の適用対象に含まれる限りにおいて、CISGが適用され、CISGの適用対象に含まれない事項に関しては、ドイツ民法施行法第 二八条二項二文により別個に準拠法が決定されなければならない。学説において主張されている見解に反し、個別の売買契約は、原則として枠契約の準拠法によるべきではなく、むしろ個別の売買契約における特徴的給付は何であるかという考慮に基づき適用される法によるべきである。枠契約と個別的契約の両者の間には密接な関係が存在するが、個別的契約の性質は枠契約のそれとは本質的な点において異なる。それゆえ、両者の契約につき別個の連結が必要になるように思われる。ドイツ国際私法上、同様の事案に関して、特別な連結の制度がないわけではない。契約の一部がその他の部分から切り離され、その一部がその他の国との間により密接な関係を示す場合につき、その一部に例外的にその他の国の法が適用されうることを、ドイツ

民法施行法第二八条一項二文は明示的に規定している。単一のひとまとまりの契約についてさえ、上記のような事情がある場合には、異なる法を適用する余地を法は認めている。そうであるとすれば、(本件のように)互いに関連を有するが法的には独立している二つの契約については、なおさら異なる法を適用する余地が存在する。したがって、個別の売買契約につきCISGの適用範囲に含まれない事項に関しては、原則として、売主の本拠地の法が適用される。なぜなら、個別の売買契約においては売主が特徴的給付を履行するからである。⁽¹⁰⁾

連邦通常裁判所は、準拠法の合意が行われていない契約について規定する、当時の現行法たるドイツ民法施行法第二八条により最密接関係地法を探求している。同条一項は、契約は最も密接な関係を示す地の法によるとする。そして、同条二項によれば、特徴的給付を履行すべき当事者の主たる営業所地が最密接関連地と推定される。もつとも、販売店、供給者のいずれが特徴的給付を履行すべき当事者であるかという点は必ずしも明白ではない。この点、本判決においては、販売店が特徴的給付履行者とされている。その根拠は、販売店契約においては「實際上、販売店は製造者の販売組織に組み込まれ、原則として代理商の権利に関する要素(例えば市場での活動、市場戦略)が重要となる」ことに求められている。販売店契約における特徴的給付が何であるかという点は本稿のテーマから逸脱するため、その検討は控えるが、本件においては以上の理由により、XY間の販売店契約の準拠法は販売店Yの営業所地の法であるイタリア法であると判示された。

このように販売店契約の準拠法はイタリア法であると結論付けられたが、個別的売買契約の準拠法の判断過程においてこの点を考慮すべきか。ドイツ、イタリアはCISGの締約国であるため、本件におけるXY間の売買契約には原則としてCISGが適用されることとなる。もつとも、Yは相殺を主張しており、CISGは相殺をその規律事項

としていない。そのため、Yによる相殺の可否については、受働債権の準拠法たる売買契約の準拠法が適用される。売買契約における特徴的給付は売主により履行されるため、ドイツ民法施行法旧第二八条二項によれば、本件売買契約の準拠法は原則として売主Xの営業所地の法であるドイツ法となる。しかしながら、回避条項たる同条五項によれば、同条一項ないし四項により推定される最密接関係地よりも契約との間により密接な関係を示すその他の地がある場合には、その他の地の法によるとされる。仮に、売買契約は販売店契約の実施のために締結されたとして、売買契約は販売店契約との間により密接な関係を示すと考えれば、ドイツ民法施行法旧第二八条五項により、売買契約は販売店契約の準拠法たるイタリア法によることとなる。

この点につき本件では、売買契約が販売店契約の実施のために締結された場合であっても、売買契約の準拠法決定過程において、販売店契約の準拠法が何であるかという事情を考慮しないことが明示されている。すなわち、個別の売買契約を販売店契約の準拠法所属国に附従的に連結することは明示的に否定されている。その根拠は、販売店契約とその実施のために締結された売買契約は枠契約と個別契約の關係にあり、前者において後者に関する諸条件があらかじめ定められているが、両者は法的にあくまで独立した別個の契約であること、両者の性質は「本質的な点」において異なること、これらの点に求められている。またその他の理由として、ドイツ民法施行法第二八条一項二文において、ある一つの契約を複数に分割してそれぞれに異なる法を適用する余地が認められており、一つの契約につき異なる複数の法を適用することができるのであれば、密接に関連する複数の契約についてもそれぞれ異なる複数の法を適用することが認められるべきであることが挙げられている。

四 デュッセルドルフ上級地方裁判所一九九七年六月二〇日判決⁽¹⁾

【事実関係】

Y（ドイツ企業）は、商業用不動産の購入を希望する訴外A（ドイツ企業）との間で仲立契約を締結した。当該契約により、YはAのために不動産取引の仲立をすることを約した。X（オランダを設立準拠地とする企業）の主張によれば、XがYの当該仲立業務を補助し、Yはそれに対し報酬を支払う旨の合意がX・Y間で成立したとされる。Xは、両者のこのような合意を根拠として、Yに未払いの報酬の支払請求を行った。これに対し、Yはそのような合意の成立を否定した。そこで本件においては、そのような合意を内容とする契約の成否が争われた。

【判旨】

X・Y間の契約の成否の問題はいかなる法によるべきか。ドイツ民法施行法第三一条一項によれば、契約の成否は、契約が有効である場合に適用される法による。ドイツ民法施行法第二七条は、準拠法が選択されている場合にはその選択された法による旨を規定するが、本件では両当事者ともにそのような準拠法に関する合意がないことを認めており、同規定の適用は否定された。したがって、そのような準拠法選択がない場合の契約準拠法について規定するドイツ民法施行法第二八条が適用されることとなる。既述のように、同条一項は最密接関係地法によるべき旨を規定するが、最密接関係地の具体的内容は特徴的給付を履行すべき当事者の常居所地（職務上、営業上の活動において契約が締結された場合にはその主たる営業所の所在地）として「推定」される。これらの規定によれば、本件ではYの仲立業務を補

助するXが特徴的給付を履行すべき当事者となり、Xはオランダに営業所を有するため、オランダが最密接関係地として推定されることとなる。もつとも、回避条項たる同条五項により、X Y間の当該契約とA Y間の仲立契約との関係性を考慮し、X Y間の契約はA Y間の仲立契約の準拠法所屬国との間により密接な関連を示すと考えれば、この推定は覆される余地がある。それでは、推定を覆した上でX Y間の契約をA Y間の契約の準拠法所屬国に附従的に連結すべきか。以下はこの点に関する判旨である。

なお、判決文中において、YはHauptmakler、XはUntermaklerと説明されており、その訳にあたっては原語に忠実に、前者を「主たる仲立人」、後者を「従たる仲立人」としている。また、A Y間の契約はHauptmaklervertrag、X Y間の契約はUntermaklervertragとして説明されているが、これについても同様に、前者を「主たる仲立契約」、後者を「従たる仲立契約」としている。もつとも、YはAと第三者の間の取引を仲立するという意味でまさに仲立人であり、両当事者間の契約は仲立契約そのものであるが、Xは委託者Aと直接契約関係にはなく、またYと仲立契約を締結しているわけではなく（Yと第三者の間の取引を仲立するわけではない）、その意味でXは厳密には仲立人ではない。

「従たる仲立契約 (Untermaklervertrag) は仲立契約 (Maklervertrag) の補助的な契約 (Hilfsvertrag) である。従たる仲立契約により、主たる仲立人 (Hauptmakler) は、個々の取引から生じる仲介手数料を従たる仲立人 (Untermakler) と分配することを約し、共同で個々の仲介行為を行うことを目的として従たる仲立人と手を組む。委託者 (Auftraggeber) と契約関係にあるのは主たる仲立人のみである。主たる仲立契約 (Hauptmaklervertrag) の目的を達成するための補助的な契約である」という従たる仲立契約の性質を考慮すると、主たる仲立契約の存在は従たる仲立契約が締結されるための前提であることがわかれる。従たる仲立人の活動は仲介されるべき取引に限定されている。一般的に、従たる仲立人は、仲立人 (Makler) の

取引を成立させるために恒常的に活動しなければならぬわけではなく、またそのような義務を仲立人に対して負っているわけではない。当然、従たる仲立人は主たる仲立人の履行補助者 (Erfüllungsgewähr) である。それと同時に、主たる仲立人は主たる契約 (Hauptvertrag) の当事者であり、従たる仲立契約上の関係は主たる契約の付属物 (Annex) を意味する。X の主張によれば、仲介手数料の分配についての合意を内容とする、上記のような従たる仲立契約上の関係が当事者間で成立したとされる。そのような契約関係はドイツ法によるべきである。Y とその委託者の間の主たる契約 (ドイツの企業間の有償の仲立契約) がドイツ法によるべきことは明白である。本件の従たる仲立契約上の関係は、この主たる契約に対して補助的な契約としての意味を有している。このことは、補助的な契約を、主たる契約の付属物として、主たる契約に適用される法規によらしめることを正当化する。この方法によつてのみ、主たる契約と補助的な取引 (Hilfsgeschäft) の間の密接な関係を考慮することができ。この点に関し、X 自身も、X が受け取る仲介手数料が委託者に対する主たる仲立人の成果次第であることを述べている。このことは、主たる取引 (Hauptgeschäft) と X によつて主張されている補助的な取引の間の密接な関係を明白に示している。それゆえ、Y とその委託者との間の法律関係は異論なく、ドイツ法によるにもかかわらず、X Y 間の法律関係はオランダ法によつて処理されることは適切ではない。むしろ、Y と委託者の間の法律関係、X Y 間の法律関係、これら両者の関係にとつて重要となるべきは主たる契約の準拠法であり、すなわち本件ではドイツ法である。⁽¹²⁾」

結論として、X Y 間の契約は A Y 間の契約の準拠法所屬国に附従的に連結された。X Y 間の契約は、既述のようにドイツ民法施行法第二八条一項、二項により、原則として特徴的給付を履行すべき当事者たる X の営業所の所在地、すなわちオランダに連結される。他方、A Y 間の仲立契約は、原則として特徴的給付履行者たる仲立人 Y の営業所の所在地、すなわちドイツに連結される。このように本来両契約の準拠法は異なるが、X Y 間の契約は A Y 間の契約の準拠法所屬国たるドイツとの間により密接な関係を示すとして、X Y 間の契約はドイツ法によるべきとされた。

こうした附従的連結の根拠はいかなる点に求められたか。判旨においては、① A Y 間の仲立契約の存在は X Y 間の

契約締結の前提となっていること、②Xの活動はAY間で合意された仲立業務の範囲に限定されていること、③XY間の契約はAY間の仲立契約の補助的な取引、付属物であること、④附従的連結の方法によってのみ両契約間の密接な関連性を考慮に入れることができること、⑤XがYから受け取る報酬はYによる仲立業務の成果次第であること、これらの点が言及されている。

五 若干の検討

1 販売店契約の実施のために締結される売買契約の準拠法

連邦通常裁判所一九七一年九月二二日判決、および、デュッセルドルフ上級地方裁判所一九九六年七月二一日判決、これらのいずれも、供給者が販売店に対し、供給した製品の代金の支払を求めたという事例である。いずれにおいても、販売店契約の実施のためにその後締結された売買契約の準拠法が争点とされている。連邦通常裁判所一九七一年九月二二日判決は、販売店の義務履行地がフランスであることを最終的な理由として売買契約の準拠法をフランス法としたものの、売買契約の準拠法をフランス法とする判断過程において販売店がフランスにおける独占的販売権を有するという事情についても言及している。もともと、販売店契約の準拠法については一切触れていないため、売買契約を販売店契約の準拠法所属国に附従的に連結したものとまではいえないが、売買契約の準拠法決定過程において販売店契約に関する要素について触れた判決といえる。他方、デュッセルドルフ上級地方裁判所一九九六年七月二一日判決は、売買契約の準拠法決定過程において販売店契約の準拠法について考慮すべきではない旨を明確に示した。

デュッセルドルフ上級地方裁判所一九九六年七月一日判決は、売買契約の準拠法決定過程において販売店契約の準拠法を考慮しない理由の一つとして、販売店契約およびその後締結される個々の売買契約はそれぞれ独立した契約であることを挙げている。確かに、複数の契約が密接な関連を有することは珍しくなく、何をもって統一的連結を正當化するほどの契約間の「密接な関連性」を認めるか否かという点は明らかではない。当事者の予見可能性を考慮すれば、売買契約の準拠法を販売店契約のそれに一致させるためには客観的な根拠が求められよう。それでは、ある契約をその他の契約の準拠法所属国に附従的に連結すべき理由はいかなる点に求められるか。そのような理由として最も説得的なものは、そうした附従的連結を行われなければ、両契約の準拠法の適用結果間に矛盾あるいは何らかの問題が生じるというものであろう。

それでは、販売店契約およびその実施のために締結される個々の売買契約、これらの準拠法の適用結果間で何らかの問題は生じうるか。例えば、販売店契約の準拠法たるA国法によれば、販売店契約の解約に伴い、販売店は既に締結した売買契約を解除することができる(販売店は在庫の引取請求権を有する)¹³とする。他方、売買契約の準拠法たるB国法によれば、販売店契約が解約された場合においても、既に締結された売買契約を解除することはできないとする。この場合、販売店契約の準拠法たるA国法、および、売買契約の準拠法たるB国法、これらを同時に適用すれば、複数の準拠法の適用結果間で矛盾が生じることとなる。しかしながら、こうした場面において両契約の準拠法を同時に適用しなければならないわけではない。確かに上記の問題は販売店契約、売買契約の両者に関わる問題であるが、販売契約の効力の問題として性質決定すれば、単に販売店契約の準拠法たるA国法を適用すればよいこととなり、複数の準拠法の適用結果間の矛盾、問題は生じえない。このように、性質決定の段階でいずれかの契約の問題として処

理すれば問題は生じない。実質的に単一の問題を販売店契約の効力の問題として性質決定すると同時に売買契約の効力の問題としても性質決定しなければならぬような場面は通常生じないとすれば、両契約の準拠法の適用結果間における矛盾を根拠として附従的連結を行うことは困難であろう。

また、販売店契約および売買契約の關係性をめぐる問題として、基本契約たる販売店契約の中に、後に締結される個々の売買契約に関する詳細な規定がある場合、当事者間の紛争に販売店契約、売買契約のいずれの準拠法を適用すべきかという問題がある。この点に関してドイツ国際私法上、原則として両契約は独立に連結されるべきであるとしながらも、販売店契約中に売買契約に関する詳細な規定が設けられている場合のみ、売買契約を販売店契約の準拠法所屬国に附従的に連結すべきであるとする立場がある。⁽¹⁴⁾ 確かに、販売店契約の中に個々の売買契約に関する詳細な規定が前もって定められたが、例えば瑕疵担保責任等につき、その後実際に締結された売買契約において異なる内容の規定が設けられたという場合、販売店契約および売買契約の二つの契約が同一の問題につきそれぞれ異なる内容を定めており、それゆえ当該問題は販売店契約の問題であると同時に売買契約の問題でもあると性質決定すれば、両契約の準拠法を同時に適用するという場面が生じよう。そして、両契約の準拠法の内容が相反する場合、複数の準拠法の適用結果間の矛盾、問題が生じうるようにも思われる。しかしながら、両契約が同一の事項につき異なる内容を定めている場合においても、いずれかの契約の問題であると性質決定すれば足り、同一当事者間の実質的には単一の問題を販売店契約および売買契約の二重に性質決定する必要はない。そうであるとすれば、ここにおいても両契約の準拠法の適用結果間において矛盾、問題は生じえないこととなる。

また、他の契約類型と比較すれば、例えば主たる契約および保証契約が同一文書内に作成されている場合、そのこ

とをもって保証契約の準拋法を主たる契約のそれに一致させるといふ連結手法は通常とられない（むろん、当事者の默示意思の探求という主観的連結の段階において考慮されることはありえる）。このように、同一文書において契約が締結されたか否かという形式的な点は、通常、客観的連結において重要視されないにもかかわらず、販売店契約およびその実施のために締結された売買契約についてののみその点を重視することは一貫性を欠くように思われる。

2 仲立の補助を内容とする契約の準拋法

デュッセルドルフ上級地方裁判所一九九七年六月二〇日判決においては、結論として、XY間の契約（YがAのためにする仲立をXが補助するという契約）がAY間の仲立契約の準拋法所屬国に附従的に連結された。販売店契約に関して紹介した二件の裁判例と本件が異なるのは、販売店契約に関する事例においては同一当事者間で締結された複数の契約（販売店契約、売買契約）が存在するのに対し、本件においては異なる当事者間で締結された複数の契約（AY間の仲立契約、仲立の補助を内容とするXY間の契約）が存在するという点である。それでは、このように異なる当事者間で複数の契約が締結された場合、複数の準拋法の適用結果間で問題は生じうるか。ここで例えば、比較のために、異なる当事者間で複数の契約が締結されるその他の場合の例として、債権者代位権が競合する場合について考えらる。債権者Aおよび債権者Bが、債務者Cの第三者Dに対する債権の代位行使をめぐる争う場合、債権者Aおよび債権者Bのいずれの債権者代位権が優先されるべきか。債権者代位権の準拋法は被保全債権の準拋法であるとした上で、ここで仮に問題を、債権者Aの第三者Dに対する債権者代位権の効力、および、債権者Bの第三者Dに対する債権者代位権の効力、これらの二つに性質決定すれば、前者についてはAC間の契約の準拋法、後者についてはBC間

の契約の準拠法が適用されることとなる。⁽¹⁵⁾そして、仮に両契約の準拠法の内容が相反する場合（一方はAの債権者代位権が優先するとし、他方はBの債権者代位権が優先するとする場合）、両契約の準拠法の適用結果間で矛盾、問題が生じることとなる。もつとも、本来、「債権者代位権の競合」という単一の問題として、性質決定の段階で問題を解決することが可能であれば、それによるほうが望ましいと思われるが、このように同一の目的物（債権）をめぐる契約関係にはない複数の当事者が争う場合、仮に性質決定の段階で一つの問題として処理しなければ、複数の契約準拠法の適用結果間において矛盾が生じることがありえよう。

これと比較してデュッセルドルフ上級地方裁判所一九九七年六月二〇日判決についてみると、同事案においても確かに三以上の当事者の間で複数の契約が締結されている。しかしながら、同一の目的物をめぐって複数の当事者が争っているわけではない。XのYに対する報酬支払請求の可否が争われているのみであり、複数の契約の準拠法を同時に適用すべき場面が生じているわけではない。したがって、XY間の契約およびAY間の仲立契約の準拠法の適用結果間に問題が生じることがありえない。

それにもかかわらず、当事者の予見可能性（特に、特徴的給付を履行すべき当事者であり、本来であれば自身の常居所地法たるオランダ法の適用を受けるはずであったXの予見可能性）を犠牲にして、XY間の契約の準拠法をAY間の仲立契約のそれにあえて一致させる根拠はいかなる点に求められるか。この点、同判決は、①AY間の仲立契約の存在がXY間の契約締結の前提となっていること、②Xの活動はAY間で合意された仲立業務の範囲に限定されていること、③XY間の契約はAY間の仲立契約の補助的な取引、付属物であること、④附従的連結の方法によってのみ両契約間の密接な関連性を考慮に入れることができること、⑤XがYから受け取る報酬はYによる仲立業務の成果次第であること、

これらを理由として挙げているが、いずれも根拠として客観性を欠くように思われる。例えば、①A Y間の仲立契約の存在がX Y間の契約締結の前提となっているという理由については、その「前提」の文言の曖昧さゆえに疑問が呈される。異なる当事者間で締結される複数の契約の他の例として、例えば元請契約、下請契約を考えると、元請契約が締結されるがゆえに下請契約が締結され、その意味において下請契約が締結される「前提」には元請契約の存在があるともいえる⁽¹⁶⁾。また、債権譲渡契約および主たる契約（譲渡対象の債権を生じさせた契約）についても、後者の契約がなければ前者の契約は存在しえず、後者は前者の「前提」となるともいえる。このように、単に、一方の契約が存在しなければ他方の契約は存在しえないという意味に「前提」の文言を理解するならば、前提の関係にある契約は数多く考えられる。しかしながら、通常、それらの契約について附従的連結の手法はとられない。それにもかかわらず、デューセルドルフ上級地方裁判所一九九七年六月二〇日判決において、X Y間の契約をA Y間の仲立契約の準拠法所属国に附従的に連結しようとすれば、「前提」の文言に、一方の契約が存在しなければ他方の契約は存在しえないという以上の意味が付与されなければならないであろう。同判決において示された、③X Y間の契約はA Y間の仲立契約の補助的な取引、付属物であること、という根拠の「補助的」「附属」の文言についても同様の指摘を行うことができる。

また、②Xの活動はA Y間で合意された仲立業務の範囲に限定されていること、という根拠についても、その他の契約類型との比較上疑問が呈される。異なる当事者間で複数の契約が締結される場合として既に挙げた元請契約、下請契約を考えると、下請人の活動も元請人および注文者の中で合意された請負内容の範囲に限定されている。しかしながら、通常、元請契約および下請契約はそれぞれ別個に連結される。それにもかかわらず、Xの活動はA Y間で合

意された仲立業務の範囲に限定されていることを理由として、A Y間で締結された仲立契約の準拠法に、仲立の補助を内容とするX Y間の契約の準拠法を一致させることは一貫性を欠くといえよう。

3 総括

販売店契約の実施のために締結された売買契約の準拠法が争点となる場合、その準拠法決定過程において販売店契約の準拠法を考慮すべきか。連邦通常裁判所一九七一年九月二二日判決は、売買契約を販売店契約の準拠法所屬国に附従的に連結したものとまではいえないが、販売店がフランスにおける独占的販売権を有するという事情について言及しており、売買契約の準拠法決定過程において販売店契約に関する要素を一定程度評価しているように思われる。他方、デュッセルドルフ上級地方裁判所一九九六年七月一日判決は、売買契約の準拠法は販売店契約の準拠法に左右されないと明確に判示した。

私見としては、後者の裁判例のように、現行のローマI規則におけるような販売店の保護という特別の政策的目的がない限り、売買契約の準拠法決定過程において販売店契約の準拠法を考慮すべきではないと考える。売買契約の準拠法を販売店契約のそれに一致させる根拠としては、両者の準拠法の適用結果間において矛盾、何らかの問題が生じるといふ理由が最も説得的であるように思われる。しかしながら、販売店契約の解除に伴う売買契約の解除の可否というような、一見両契約の準拠法が問題となるように思われる場面においても、販売店契約の効力の問題として販売店契約の準拠法を決定すれば足り、両契約の準拠法を同時に適用しなければならぬ場合は生じない。また、販売店契約の中に売買契約に関する詳細な規定が設けられている場合にも、そのことをもって売買契約を販売店契約の準拠

法所屬国に附従的に連結することは否定されるべきである。

デュッセルドルフ上級地方裁判所一九九七年六月二〇日判決においては、結論として、Yの仲立業務をXが補助するというXY間の契約が、AY間の仲立契約の準拠法所屬国に附従的に連結された。確かに、異なる当事者間で複数の契約が締結され、かつ、複数の債権者が同一の債権等をめぐって争う場合には、性質決定の仕方によっては、複数の契約の準拠法の適用結果間で矛盾、問題が生じる余地もあるように思われる。しかしながら、同事案においてはそうした事情は生じておらず、ある契約をその他の契約の準拠法所屬国に附従的に連結する根拠に乏しい事案であったように思われる。

ドイツ裁判例に関するこうした検討を前提とすれば、法適用通則法においても、少なくとも両契約の準拠法の適用結果間の矛盾、問題を理由として、第八条二項の最密接関係地に関する推定を覆し、個別的売買契約を販売店契約の準拠法所屬国に附従的に連結すること、および、主たる契約の履行補助を内容とする契約の主たる契約の準拠法所屬国に附従的に連結すること、これらは否定されるべきであろう。

六 おわりに

本稿では、複数の契約間の附従的連結に関するドイツ裁判例として、販売店契約の実施のために締結された売買契約の準拠法が争点とされた裁判例二件、および、仲立の補助を内容とする契約の準拠法が争点とされた裁判例一件を取り上げた。

国際取引の複雑化に伴い、リース契約、ジョイントベンチャー契約など複合的契約が締結される場面が増加していることを踏まえると、密接な関連を有する複数の契約が締結される場合につき、附従的連結の手法により統一の準拠法を探求すべきかという問題は今後ますます重要性を増すように思われる⁽¹⁷⁾。もともと、複数の準拠法の適用結果間でのいかなる矛盾、問題が生じるかという点はドイツ国際私法上もわが国の国際私法においても必ずしも明らかにはされていない。本稿では、販売店契約の実施のために締結された売買契約、仲立契約の補助を内容とする契約、これらの若干の契約類型についてしか検討することができなかったが、より多くの契約類型を対象とした包括的な検討については今後の課題としたい。

- (1) ローマ規則第四条一項f号において販売店の営業所在地が連結点として採用されたのは、販売店が特徴的給付を履行すべき当事者であるとの理由によるものかという点については争いがある。欧州委員会の提案においては、販売店の営業所在地を連結点とする理由として販売店の保護が挙げられている (COM (2005) 650 final, 2005/0261 (COD))。もちろん、ローマ規則上そのような販売店の保護の視点は含まれていないとする立場もある。Marie-Elodie Ancel “The Rome I Regulation and Distribution Contracts” *Yearbook of Private International Law* Vol. 10 2008, p. 226.
- (2) Marie-Elodie Ancel, *supra* note, p. 228.
- (3) ローマ規則における附従的連結の議論については、寺井里沙「契約債務における回避条項と附従的連結—ローマ規則第四条三項に関する議論を中心として」『国際私法年報第一六号七三—一〇〇頁 (信山社、二〇一五)』
- (4) 法適用通則法第八条二項の「推定」が覆される余地は、立法担当者によっても積極的に肯定されている。小出邦夫『逐条解説 法の適用に関する通則法 (増補版)』一〇七—一〇九頁 (商事法務、二〇一四)、小出邦夫『一問一答新しい国際私法』五三頁 (商事法務、二〇〇六) また、「推定を覆すのはそれほど困難ではないと考えるべきであろう」とするのは、神前禎「解説 法の適用に関する通則法 新しい国際私法」(弘文堂、二〇〇六) 六八頁

- (5) 総代理店契約において特徴的給付を履行すべき当事者は供給者であるとするのは、櫻田嘉章・道垣内正人編『注釈国際私法第一巻』〔中西康〕二〇九頁（有斐閣、二〇一一）
- (6) 学説上、売買契約を販売店契約の準拠法所屬国に附從的に連結すべきとするのは、Merschformann, Die objective Bestimmung des Vertragsstatuts beim internationalen Warenkauf 1991, S. 232.
- (7) BGH Urt. vom 22. 9. 1971 – VIII ZR 259/69 (KG); NJW 1972 Heft 9, S. 391ff.
- (8) NJW 1972 Heft 9, SS. 393–394.
- (9) OLG Düsseldorf, Urt. vom 11. 7. 1996 – 6U152/95
- (10) NJW-RR 1997, SS. 822–823.
- (11) OLG Düsseldorf, Urt. vom 20. 6. 1997 – 7U196/95; RfW 1997, S. 780ff.; IPRspr. 1997 Nr. 40, S. 75f.
- (12) IPRspr. 1997 Nr. 40, S. 77.
- (13) 高田淳「特約店契約およびフランチャイズ契約の特徴とその解消について（二）」法学新報第一〇五卷一〇・一一号（一九九九）一三七頁以下によれば、ドイツ裁判例上、販売店契約が適法に終了した場合、販売店は在庫引取請求権を有する。もつとも、販売店の在庫引取請求権は、あくまで販売店契約の効力により生じるものであり、売買契約の解除の問題としては理解されていないとされる。なお、高田教授はこうした問題を売買契約の解除の効力として理解することを提案されている。
- (14) Dieter Martiny, ROM IVO Art. 4, Münchener Kommentar zum BGB Band 10, (6. Aufl. 2015) Rn 152.
- (15) わが国の国際私法上、債権者代位権の準拠法については見解が分かれている。通説は、被保全債権の準拠法および被代位権利の準拠法を累積適用すべきであるとするが、被保全債権の準拠法によれば足りるとする見解、および、被代位権利の準拠法によれば足りるとする見解が主張されている。櫻田嘉章・道垣内正人編『注釈国際私法第一巻』（北澤安紀）五六八―五七〇頁（有斐閣、二〇一一）
- (16) 下請契約を元請契約の準拠法所屬国に附從的連結すべきとするのは、Christoph von der Seipen, Akzessorische Anknüpfung und engste Verbindung im Kollisionsrecht der komplexen Vertragsverhältnisse, Heidelberger rechtsvergleichende und wirtschaftsrechtliche Studien, Bd. 18 (1989) S. 250ff.
- (17) わが国の国際私法上、密接に関連する複数の契約が存在する場合、最密接関係地に関する法適用通則法第八条二項の「推定販売店契約、仲立契約に付随する契約の最密接関係地について（寺井）

定」を覆す余地が指摘されている。例えば、「契約Aが、別の契約Bと密接な関係がある場合に、契約Bの準拠法が、例外的に契約Aと密接な関係を有する場合も考えられるかもしれない」との指摘がある。櫻田嘉章・道垣内正人編『注釈国際私法第一巻』〔中西康〕（有斐閣、二〇一一）二二二頁（もつとも、両契約の当事者が同一の場合には、通常は明示の準拠法選択条項があり、そのような条項がない場合においても、黙示の準拠法選択意思があると判断される可能性の高いことが指摘されている。）また、「たとえば、複数の契約の統一的処理が必要とされるなどの）契約の外部的事情が準拠法の特定にとり重要な場合」に第八条二項の「推定」は覆されうる、との指摘もある。横山潤『国際私法』（三省堂、二〇一一）一七八頁

（青森中央学院大学専任講師）